

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）に基づく臨時的任用職員のうち常時勤務を要するものの年次有給休暇について、別に規則で定めることとする。（第 13 条）
- (2) 地方公務員法に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく臨時的任用職員のうち常時勤務を要するものの特別休暇について、規定を整備する。（第 15 条）
- (3) 地方公務員法に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく臨時的任用職員のうち常時勤務を要するものの勤務時間等について、常勤職員と同様に取り扱うこととする。（第 18 条）
- (4) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関して、その職務の性質等を考慮し、別に規則で定めることとする。（第 18 条）

2 新旧対照表

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年 3 月文京区条例第 4 号）

改正後（案）	現行
（趣旨）	（趣旨）
第一条（略）	第一条（略）
2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（ <u>文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭</u> に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。	2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（ <u>文京区立幼稚園の園長及び教員</u> に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。
第二条から第十二条まで（略）	第二条から第十二条まで（略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第十三条（略）	第十三条（略）
2（略）	2（略）
3（略）	3（略）
4（略）	4（略）

5 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第十四条 （略）

（特別休暇）

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、

第十四条 （略）

（特別休暇）

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の理由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

<p><u>生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>第十六条から第十七条まで (略)</p> <p>(<u>育児休業に伴う臨時的任用職員等</u>に対する特例)</p> <p>第十八条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要する者を除く。)</u>の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</p> <p>2 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休日、休暇等に関しては、<u>第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>第十六条から第十七条まで (略)</p> <p>(<u>臨時職員</u>に対する特例)</p> <p>第十八条 <u>臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等</u>に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</p> <p>第十九条 (略)</p>
---	--

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和2年4月1日

イ 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条の改正に伴い、同条を引用している職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年6月文京区条例第12号)について、当該引用部分に係る規定を整備する。